

社会福祉法人大和市社会福祉協議会会員規程

平成7年10月3日
和社協規程第5号

社会福祉法人大和市社会福祉協議会会員規程（昭和52年和社協規程第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人大和市社会福祉協議会定款（昭和52年厚生省社第313号）第33条第3項の規定により、社会福祉法人大和市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会員について必要な事項を定めるものとする。

（会員の種類）

第2条 本会の会員は、一般会員、賛助会員、特別会員及び種別会員とする。

（一般会員）

第3条 一般会員は、本会の趣旨に賛同し、自主的に加入する個人とする。

（賛助会員）

第4条 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業に要する経費を賛助する個人又は法人とする。

（特別会員）

第5条 特別会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業に要する経費を特別に賛助する個人又は法人とする。

（種別会員）

第6条 種別会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業に要する経費を賛助する次に掲げる施設、団体等とする。

- (1) 第1種会員 地区社会福祉協議会 自治会連絡協議会
- (2) 第2種会員 民生委員児童委員協議会 保護司会 商工会議所 農業協同組合
- (3) 第3種会員 福祉団体
- (4) 第4種会員 ボランティア団体 市民活動団体 社会教育団体
- (5) 第5種会員 福祉施設 福祉事業所
- (6) 第6種会員 行政機関 学識経験者

（会費）

第7条 会員は、次に掲げる年会費を納入しなければならない。ただし、前条第6号に規定する会員については、この限りでない。

- (1) 一般会員 300円
- (2) 賛助会員 1口1,000円 1口以上
- (3) 特別会員 1口5,000円 1口以上
- (4) 種別会員 5,000円

（退会）

第8条 会員は、次に掲げる場合は、退会したものとする。

- (1) 会員から申出があった場合
- (2) 会員たる資格を失った場合
- (3) 死亡した場合

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか会員に関し必要な事項は、会長が評議員会に諮って定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月22日から施行する。